

平成21年度小平市防災会議議事録

1 開催日時

平成21年8月5日（水）13時30分から14時20分まで

2 場所

小平市役所6階大会議室

3 出席状況（会長除く。）

委員数30人、出席25人（代理者含む。）、欠席5人

4 議題

- (1) 議案第1号 平成21年度小平市総合防災訓練の実施について
- (2) 議案第2号 小平市地域防災計画（平成20年3月修正）の一部修正について

5 傍聴人

なし

6 会議内容

○開会挨拶

【市民生活部長】

本日は、ご多用の中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

ただいまから、平成21年度小平市防災会議を開会させていただきます。本日の会議の司会を務めさせていただきます市民生活部長の小林と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、防災会議委員の委嘱についてご案内させていただきます。

防災会議委員をお願いしております各機関の人事異動等がございました関係で、多くの委員さんが変わられておりまして、新たに委員をお願いいたしました方々の委嘱状の交付につきましては、先般お届けさせていただいたとおりでございますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、各委員のご紹介をさせていただきたいと存じますが、今年度は大幅に顔ぶれが変わりましたので、大変恐縮でございますが、お集まりの皆様全員に自己紹介をお願いしたいと存じます。

はじめに、陸上自衛隊の第一師団、第一後方支援連隊さんからよろしくお願いいたします。

（各委員による自己紹介）

有難うございました。

それでは、次第に従いまして、防災会議を進めさせていただきます。

はじめに、小平市防災会議会長の小林市長から皆様にご挨拶を申し上げます。

○会長挨拶

【会長（市長）】

本日は、ご多忙のところ、平成21年度小平市防災会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃から防災行政をはじめ市政全般にわたりまして、多大なご支援ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、発生した災害に眼を向けますと、皆様もご承知のとおり、昨年の6月、M7.2の地震が岩手・宮城内陸地域で発生し、岩手県奥州市と宮城県栗原市において最大震度6強を観測いたしました。

その被害といたしまして、死者13人、行方不明者10人などの大きな被害が発生し、この「岩手・宮城内陸地震」では、同規模の地震と比較して建物被害が少なく土砂災害が多いことなどが被害の特徴でございました。間接的な被害として、宿泊客のキャンセルが約2万人に及ぶなど、観光被害も深刻でございました。

また、風水害では、7月末から8月末に発生し、主に富山、石川、京都、福島、岐阜、愛知県などに被害をもたらした「平成20年8月末豪雨に代表される集中豪雨」や9月に発生した「台風13号、台風15号」などが挙げられるところでございます。

海外では、5月に中国四川省を震源とするマグニチュード8.0を計測するなど、過去最大の被害状況となった大地震などが挙げられるところでございます。

そして本年になりまして「イタリア中部地震」や7月の中国、九州北部豪雨では7月末現在、死者29人など、国内外で大規模な災害が発生しているところでございます。

関係機関の皆さま方におかれましては、適切な対応・対策を行っていただいているものと存じますが、我が国は、その位置、地形、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、地震、津波、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっております。

大規模な地震が首都圏などの大都市圏で発生した場合には、甚大かつ、広域の被害が想定されるとともに、地震の予知は現代の科学をもってしても困難なため、防災対策など地震に対して十分な備えをもってすることが重要でございます。

小平市は、地理的に見ますと、洪水を引き起こすような河川、あるいは土砂崩れを起こすようなガケ地などの危険な個所は無いものの、いわゆる都市型水害の発生や、大地震の発生時における火災など様々な被害が予想されており、昨年は現実、「平成20年8月末豪雨」いわゆるゲリラ豪雨により、市内栄町付近で、床上・床下浸水の被害があったところでございます。

市といたしましても、これまでも対策を講じて来たところでございますが、これを教訓

として、常に最悪の状況を想定し、これまで以上の危機管理対策を進めてまいりたいと考えております。

今年度の総合防災訓練につきましては、昨年度残念ながら雨天のため中止になった、市立小平第二中学校を再度訓練会場といたしまして、8月23日（日）に実施させていただく予定でございます。

最後になりますが、本日の防災会議におきましては、この訓練につきましてご審議いただきますとともに、小平市への忌憚のないご意見・ご提言など頂戴できればと存じますので、どうかよろしくご意見申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

【市民生活部長】

次に、本日の防災会議の議事に入ります。進行につきましては、防災会議会長であります市長をお願いいたします。

それでは、よろしくご意見いたします。

○議題

【会長（市長）】

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくご意見いたします。

議事に入ります。

はじめに議案第1号 「平成21年度小平市総合防災訓練の実施について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局（防災安全課長）】

それでは、議案第1号から説明させていただきます。大変恐縮ですが、着席にて説明させていただきます。

お手元にお配りいたしました「平成21年度小平市総合防災訓練の実施について」に沿って説明いたします。

まず、1ページ目から2ページをご覧ください。

はじめに「平成21年度小平市総合防災訓練実施要綱（案）」について

第1 総合防災訓練実施要綱の意義でございますが、

昨年の中国四川省の大地震、さらには、「岩手・宮城内陸地震」、「イタリア中部地震」など、各地で大型地震が発生しており、市民の防災意識はますます高まっております。また、中央防災会議でも指摘されていますように、南関東地域の直下地震の切迫性は何ら変わることなく、首都圏を襲う大地震はいつ発生してもおかしくない状況でございます。

このような状況下では、市民・企業・行政が大地震の発生に備え、かつ的確な対応をより円滑に行うために、繰り返し訓練を実施し、各機関の緊密な連携や市民の防災行動力を向上させておくことが最も大切なことと考えております。

こうした趣旨から、小平市では災害対策基本法、小平市地域防災計画、東京都総合防災訓練実施要綱等に基づき、本年度の総合防災訓練を実施いたします。

第2 総合防災訓練目的でございますが、

具体的には、これらの訓練を通じ、市街地での同時多発災害に対応した防災対策の習熟と、各防災関係機関相互の連携、協力体制の確立を図り、市民、自主防災組織、学校、社会福祉施設、病院、事業所等が地域、組織、職場ぐるみで防災活動を実践し、防災行動力の向上と防災意識の高揚を図ることを目的といたします。

第3 総合防災訓練の実施基本方針でございますが、

(1)といたしまして、

直下型地震の発生に備え、市街地での同時多発災害に対応した実践的な発災対応型の訓練を実施いたします。

(2)といたしまして、

東海地震に係る予知対応型訓練として、警戒宣言発令に伴う訓練を実施いたします。

(3)といたしまして、

自治会、自主防災組織を中心とする市民が、一体となって防災活動を実践する地域重点型の訓練を実施いたします。

(4)といたしまして、

都市型災害に対応した道路啓開訓練、ライフライン確保訓練、倒壊家屋からの負傷者の救出・救護訓練などを実施します。

(5)といたしまして、

学校、社会福祉施設、病院、その他の事業所等においては、8月30日から9月5日の防災週間間に、それぞれ実情にあった訓練を実施いたします。

(6)といたしまして、

防災訓練を通じて、市民が自らの避難場所等の確認、家族間の安否確認手段など、災害時における行動のあり方について考える機会となる訓練を実施いたします。

第4 訓練の体系でございますが、こちらは議案の3ページをご覧ください。

発災対応型訓練といたしましては、災害対策本部運営訓練として3項目、防災関係機関活動訓練として広域応援訓練など9項目、市民等参加訓練として2項目、地域活動訓練として3項目、合計17項目にわたって訓練を実施いたします。

なお、地域活動訓練3項目については、予知対応型訓練と位置づけた訓練となります。

第5 訓練の想定でございますが、直下型地震による発災対応型訓練については、8月23日の日曜日、午前9時頃、小平市の直下を震源とする震度6弱以上（マグニチュード7程度）の地震が発生し、市内各所で家屋の倒壊や火災等の大きな被害が発生したという

想定でございます。

次に、東海地震に係わる予知対応型訓練及びその他の訓練（施設ごとに実施する職員の参集訓練や避難訓練など）につきましては、訓練実施主体がそれぞれの実状に応じ定めるものといたします。

第6 実施日時、実施場所及び対象区域でございますが、

実施日時は、平成21年8月23日（日）午前9時から12時を予定しております。市立学校の校庭等を会場とすることから、学校運営に支障のないような日程としております。

実施場所は小平市立小平第二中学校、また、対象区域につきましては、小平市を西武多摩湖線を基準として、東地区と西地区に分け、年度毎交互に実施いたしております。

なお、昨年度は、雨天により中止となったため、今年度も昨年度に引き続き小平市西地区が対象区域となります。

次に予知対応型訓練及びその他の訓練につきましては、8月30日から9月5日の防災週間を中心に、随時、訓練実施主体がそれぞれの実情に応じて実施いたします。

第7 訓練項目及び実施内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

第8 訓練の依頼でございますが、

市民の方々をはじめ、各団体に訓練を実施するようお願いをするものでございます。

まず、まちぐるみ防災総点検・地区別防災訓練といたしまして、自治会配布のパンフレットなどを通じ、各家庭における火の元(ひのもと)点検、避難場所、非常持ち出し品の確認、及び震災に対する家族会議の実施などを依頼するとともに、自治会、自主防災組織による自主的な防災訓練の実施を依頼いたします。

また、学校対策訓練といたしまして、関係課を通じまして幼稚園、小・中学校に地震発生時等を想定した避難訓練などを実施するよう要請いたします。

さらに、福祉施設などの対策訓練といたしまして、福祉施設等に災害時要援護者の安全確保を図るため、関係課を通じまして、避難訓練等の実施を依頼いたします。

第9 発災対応型総合防災訓練参加機関でございますが、議案の5ページ「別表3」に、

8月23日（日）の訓練に参加を予定している防災関係機関を掲げておりますので、よろしく願いいたします。

第10 訓練の中止等の場合でございますが、

発災対応型総合防災訓練当日の8月23日（日）に災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合及び雨天の場合は、訓練を中止いたします。

その場合、全機関に対し、速やかにご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、4ページをご覧ください。訓練項目および実施内容でございますが、こちらは先ほど説明いたしました訓練の体系の内容一覧となっております。

6ページから7ページをご覧ください。

小平市総合防災訓練実施年表でございます。昭和47年度の第1回目から昨年までの訓練実施の経過を示しております。

8ページをお開きください。これは、訓練会場である小平市立第二中学校の周辺図を示

してございます。

9ページをご覧ください。総合防災訓練会場図でございます。

校庭の真中を機関訓練場とし、南側に本部テント、東側に市民休憩テント、西側に防災関係機関の展示コーナー、体験訓練会場を設ける予定でございます。

さらに体育館の中では、応急救護や展示コーナーなどを設ける予定でございます。

以上が、「平成21年度小平市総合防災訓練実施要綱（案）」のご説明でございます。

続きまして、「平成21年度発災対応型小平市総合防災訓練実施要領」につきまして、ご説明いたします。

10ページをご覧ください。

第1 目的でございますが、この要領は、先ほどご説明いたしました「平成21年度小平市総合防災訓練実施要綱（案）」を受けまして、発災対応型総合訓練の実施について必要な事項を定めるものでございます。

第2 訓練日時は、平成21年8月23日（日）午前9時から正午まで、

第3 訓練会場は、小平市立小平第二中学校でございます。

第4 訓練項目及び内容でございますが、多摩直下を震源とする震度6弱の地震が発生したことを想定し、別表1「平成21年度発災対応型総合訓練項目及び内容」に掲げる各種の訓練項目について実施いたします。

第5 訓練進行につきましては、別表2「訓練進行表」に基づき実施いたします。

これら別表につきましては、後ほどご説明させていただきます。

第6 訓練に係る動員体制でございますが、本部長および参加機関が指示する人員といたします。

市の職員および関係機関に職員にあわせて、約500名程度になると見込んでおります。

第7 その他でございますが、参加機関はこの要領に定める訓練項目及び訓練進行表に基づき、それぞれ実施細目等を策定し、状況想定に応じた訓練を実施いたします。

11ページをご覧ください。

「平成21年度発災対応型総合防災訓練項目及び内容」でございます。

訓練項目16項目にわたり、訓練内容および実施主体を整理し掲げております。

はじめに、

- 1 広報活動でございますが、防災行政無線、消防団ポンプ車を使用して、訓練の開始及び参加について広報いたします。
- 2 現地対策本部活動でございますが、想定いたしました地震発生と同時に現地対策本部を設置した後、各機関の情報を収集・整理し、災害対策活動を実施いたします。
- 3 警備活動でございますが、訓練区域内の警備、警戒、交通規制を実施いたします。
- 4 避難活動でございますが、避難の誘導及び被災現場からいっとき避難場所（訓練会場）までの避難行動を実施いたします。
- 5 情報連絡活動でございますが、防災行政無線等を使用し、現地対策本部と被災地派遣職員との情報連絡交信などの通信訓練を実施いたします。

- 6 体験訓練でございますが、訓練用消火器を使用した初期消火、応急救護、地震体験、煙体験、ロープ結束などの訓練を実施いたします。
 - 7 給食・給水活動でございますが、飲料水の輸送活動、非常備蓄食糧の炊出し、市民への飲料水及び食糧の給食訓練を実施いたします。
 - 8 救護所開設でございますが、地震等により負傷した市民を想定して、応急医療救護所を開設し、災害医療対策を実施いたします。
 - 9 ボランティア活動でございますが、ボランティアセンターの設置・運営や、ボランティア受入れなどの災害時におけるボランティア活動を実施いたします。
 - 10 災害対策広報展示活動でございますが、各機関における災害対策や防災知識の向上を目的とした広報活動を実施いたします。
 - 11 道路啓開活動でございますが、倒壊した建物などにより閉鎖されている道路の啓開活動を実施いたします。
 - 12 緊急物資輸送活動でございますが、啓開された道路を通り、救援物資、食糧、人員の応援輸送を実施いたします。
 - 13 応急復旧活動でございますが、被害を受けた電話、電気、ガス及び上下水道等のライフラインの応急復旧活動及び代替手段等の確保活動を実施いたします。
 - 14 初期消火活動でございますが、発災初期におけるバケツを使用した初期消火活動を実施いたします。
 - 15 救出、救助、救護活動でございますが、倒壊した建物などから要救助者を救出、救助し、負傷者の選別、応急救護、後方医療への搬送を実施いたします。
 - 16 消防活動でございますが、消火活動訓練を実施し、最後に一斉放水を行います。
- 12ページをご覧ください。

こちらは、「訓練進行表 時間別」でございます。

機関ごとの訓練内容を、時間別に整理し掲載しております。

以上が「平成21年度発災対応型小平市総合防災訓練実施要領」のご説明でございます。

以上で、議案第1号「平成21年度小平市総合防災訓練の実施について」の説明を終わります。

なお、参考といたしまして末尾に、小平市防災会議委員の方々の名簿を添付させていただきました。

【会長（市長）】

ただいま提案いたしました議案第1号につきまして、質疑をお受けいたします。何かございますか。

【小平市医師会会長】

11ページの別表1中の救護所開設について医師会が実施するというのは、何らか

の手違いではないか。

【会長（市長）】

事務局より回答願います。

【事務局（防災安全課長）】

トリアージ訓練などを含め記載したものとして、ご判断いただきたい。

【会長（市長）】

それでは、議案第1号につきまして、承認させていただき、防災関係各機関との調整を図りながら、実施したいと存じますのでよろしくお願いいたします。

次に議案第2号「小平市地域防災計画（平成20年3月修正）の一部修正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局（防災安全課主査）】

それでは、議案第2号についての説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、着席にて説明いたします。

お手元にお配りいたしました「小平市地域防災計画（平成20年3月修正）の一部修正について」に沿って説明いたします。

まず、お手元の小平市防災会議事務局が作成いたしました資料の表面をご覧ください。

この一部修正につきましては、小平市災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則が、平成21年4月1日に施行されましたこと及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」と申します。))の改正に伴って事業所及び関係局の名称が変更となったことから、小平市地域防災計画（平成20年3月修正）（以下「計画」という。）の一部修正を次のとおり行うものでございます。

修正の趣旨につきましては、1に記載いたしましたとおりですが、水道事業関係につきましては、平成17年9月2日付けで、東京都水道局と締結いたしました「東京都水道事業の事務の委託を廃止することに関する基本協定」に基づきまして、東京都水道事業の事務委託が平成21年3月31日をもって事務委託が解消されたため、小平市災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則が施行されたところでございます。

これに伴いまして、水道課が従来所掌しておりました事務を下水道課が引き継ぐこととなり、このため計画の一部を修正するものでございます。修正箇所につきましては、後に説明させていただきます。

次に、激甚法改正関係につきましては、激甚法が改正され、これに伴う事業所及び関係局の名称が変更となったため、文言の修正を行うものでございます。

修正内容につきましては、東京都水道事業の事務受託解消に伴い、受託水道事業が廃止され、このことにより、水道課が廃止となったことから、水道課に関する規定を削りまして、従前の水道課（災対環境部水道課）が所掌していた事務につきまして「応急給水に関すること。」は、下水道課（災対環境部 水防・下水復旧・水道班）の分掌事務となり、「水道施設の防災対策、応急対策及び復旧対策に関すること。」は、東京都水道局多摩水道改革推進本部が分掌することとして所要の修正を行うものでございます。

また、激甚法改正の関係につきましては、激甚法を引用している個所がございますので、激甚法の改正に伴う文言に合わせた修正でございます。

なお、修正年月日につきましては、この小平市防災会議で了承をいただいた日とさせていただきます。

また、ご了承いただきました後でございますが、各委員の皆様あてに修正の通知文を送付させていただきます。

それでは、1ページ目の新旧対照表をご覧ください。また、お手元の小平市地域防災計画の手前の付箋の箇所83ページから84ページを開いていただき、ご確認ください。

先ほど述べさせていただきましたとおり、水道課を削りまして、その事務を下水道課が引き継ぐ形の修正を行ったものでございます。

続きまして、2ページ目の新旧対照表をご覧ください。また、お手元の小平市地域防災計画の次の付箋の箇所89ページを開いていただき、ご確認ください。

1の「応急給水に関すること。」を削りまして、都に水道事務が移管されたことから、新たに2の「水道施設の防災対策、応急対策及び復旧対策に関すること。」を加えたものでございます。

次の付箋の箇所93ページを開いていただき、ご確認ください。

水道課が廃止となったことから、水道班（水道課長）の覧を削るものでございます。

次の付箋の箇所106ページを開いていただき、ご確認ください。

※印1及び※印2の覧について、都に水道事務が移管されたことから、削ったものでございます。

続きまして、3ページ目の新旧対照表をご覧ください。また、お手元の小平市地域防災計画の次の付箋の箇所176ページを開いていただき、ご確認ください。

先ほどと同内容で、削るものでございます。

次の付箋の箇所180ページを開いていただき、ご確認ください。

水道課が廃止となったことから、下水道課に改めるものでございます。

続きまして、4ページから5ページ目の新旧対照表をご覧ください。また、お手元の小平市地域防災計画の次の付箋の箇所207ページを開いていただき、ご確認ください。

都に水道事務が移管されたことから、削るものでございます。

次に最後の付箋の箇所21から22ページを開いていただき、ご確認ください。

水道課が廃止となったことから、削るものでございます。

続きまして、6ページ目の新旧対照表をご覧ください。また、お手元の小平市地域防災

計画の最後から2つ目の付箋の箇所259ページを開いていただき、ご確認ください。

激甚法を引用している個所がございますので、激甚法の改正に伴う文言に合わせて改めるものでございます。

以上で、議案第2号「小平市地域防災計画（平成20年3月修正）の一部修正について」の説明を終わります。

【会長（市長）】

ただいま提案いたしました議案第2号につきまして、質疑をお受けいたします。何かございますか。

（特になし）

それでは、議案第2号につきまして、承認させていただき、後に各委員には、通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○その他

小平市防災マップについて

【会長（市長）】

続きまして、次第の4「その他」とさせていただきます。
事務局より、資料の説明を求めます。

【事務局（防災安全係主事）説明】

それでは、引き続きまして、「4 その他」についての説明をさせていただきます。大変恐縮ですが、着席にて説明いたします。

お手元にお配りいたしました「小平市防災マップについて」説明いたします。

まず、お手元の小平市防災マップをご覧ください。

この小平市防災マップの特徴は、従来からあるものに加えて、裏面に浸水予想区域図を新たに盛り込んだものでございます。

浸水予想区域図は、東京都が平成15年から17年にかけて公表した浸水予想区域図を小平市に関してまとめたものでございまして、対象とした降雨は、平成12年9月に発生した東海豪雨の総雨量589mm、時間最大雨量114mmのものです。

なお、浸水の予想される区域やその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化、河川や下水道の整備状況などにより変化することがございますので留意してください。

また、市民には都市型水害の事前準備のためにも、配布し注意喚起を図って参る所存でございます。

以上で、「4 その他」の「小平市防災マップについて」の説明を終わります。

【会長（市長）】

ただいまの事務局の説明につきましてご質問等ございますか。

【小平市医師会会長】

新しい防災マップには浸水予想図が盛り込まれているが、これに関連して昨年8月末の集中豪雨が小平市でも被害があったがその原因はなにか。

【会長（市長）】

事務局より回答願います。

【事務局（防災安全課長）】

下水の処理能力が時間雨量50mmとなっておりますが、これを超える時間雨量の70mmを超える局地的集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨によるものと考えております。

【小平消防署長】

小平市の雨量観測はどこにあるのか。

また、簡便な雨量計を活用し、複数による観測の方がよりきめの細かい観測が出来るのではないか。

【会長（市長）】

事務局より回答願います。

【事務局（防災安全課長）】

東京都が都立小平薬用植物園と都立小平霊園の2ヵ所で雨量を観測しています。

また、雨量計を増やし複数での観測については、今後の検討とさせていただきます。

特にないでしょうか。・・・・・・・・

特にないようですので・・・以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。本日は、大変ありがとうございました。